

規制改革ホットライン処理方針(案)
(令和4年3月25日から令和4年9月15日までの回答)

地域産業活性化ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
畜産物の国際競争力向上のために飼養衛生管理基準の全面見直し	その他	△	1
中小企業信用保険制度の対象業種の追加	現行制度下 で対応可能	△	2
マイクロブタ(愛玩動物)の飼養における化製場法の緩和に関する提言	現行制度下 で対応可能	△	3

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号: 1

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年9月15日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	畜産物の国際競争力向上のために飼養衛生管理基準の全面見直し
具体的内容	日本国内で鶏卵や畜産動物を生産・出荷するにあたっては飼養衛生管理基準を満たした農場からのものが市場に出回る。しかし同基準は鳥インフルエンザやBSEなどの感染症から完全防除するため、農場内を閉鎖環境とするなどニトリや肉牛、豚、ブロイラーへ高いストレスを与えることとなる。国際的にはこうした閉鎖環境で育った畜産物を市場流通を禁じている国も増えており、こうした風潮が拡大すれば日本から畜産物を輸出できなくなる可能性があることから、同基準を国際ルールに準じたものに改める。
提案理由	飼養衛生管理基準は鳥インフルエンザや豚熱といった大規模な家畜伝染病が流行するたびに変更されている。 https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/ 要点は伝染病からの完全防御であり、農場周辺の防御から農場従業員とその家族がペットを飼うことを禁止するなど行動制限に至るまで規定している。さらに農場に出入りする獣医師や用品の納入業者、トラックドライバーまでもが規制の対象となっている。 他方で海外の動きはストレスフリーで育った畜産物を流通させる「アニマルウェルフェア」の考え方が広がっている。 https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html しかし日本国内では飼養衛生管理基準があるため、完全管理された環境で育った畜産物しか流通されないのが現状だ。同基準を満たすには莫大な設備投資が必要となるため畜産業は高コスト経営となっている。同基準が農林水産省のみで構築しているのが問題だ。設備投資ばかりか従業員等の行動制限まで課していることはほとんどの国民は知らないと思う。国際商取引であれば経産省・外務省・法務省、防疫対策で厚労省、流通の問題もあるので国交省といった各省庁からも意見を聴取し基準を見直していくべきだ。これにより全国の畜産農家やその関係者の働き方改革にもつながっていくと思う。
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省
制度の現状		家畜の伝染性疾患の発生を予防するためには、家畜の所有者において日頃から適切な飼養衛生管理を徹底することが重要となっています。このため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3の規定に基づき農林水産大臣が家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めています。(具体的には、飼養衛生管理基準においては、農場に衛生管理区域を設定し、区域内への病原体の侵入防止や区域内における病原体の汚染拡大防止を図ることとしており、具体的取組として、衛生管理区域に出入りする際の人、車両等の消毒や衛生管理区域内における愛玩動物の飼養禁止が定められています。) また、飼養衛生管理基準については、飼養管理技術の向上等による飼養環境の変化を踏まえ、その内容をより現場の実態に対応した効果的なものとするのが重要であるため、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要に応じて改正することとしており、その設定、改正及び廃止に当たっては、国際基準等を踏まえるとともに、食料・農業・農村政策審議会及び都道府県知事の意見を聴いています。
該当法令等		家畜伝染病予防法
対応の分類		その他
対応の概要		家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準は、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の観点から、家畜の所有者が遵守すべき基準を定めたものです。 飼養衛生管理基準の見直しや運用は、国際基準も踏まえた専門家の意見を聴きながら、これまで生産者や関連事業者など関係者と連携して実施してきたところであり、引き続き、専門家の意見を聴きながら、関係者とも適宜連携して取り組むこととしています。 また、飼養衛生管理基準においては、農場内を閉鎖環境とすることが必ずしも求められるものではありません。 なお、アニマルウェルフェアの推進は、農林水産省として重要な課題であることから、今後はアニマルウェルフェアの推進に国が主体的に取り組むこととし、現在、民間団体が策定・公表している畜種ごとのアニマルウェルフェアに関する飼養管理指針について、アニマルウェルフェアの国際基準であるOIEコードに沿って改めて見直し、新たな指針を示すこととしています。 これらのことから、ご提案の内容に対する「対応の分類」としては、その他としました。

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号:2

所管省庁への検討要請日	令和4年3月4日	回答取りまとめ日	令和4年3月25日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	中小企業信用保険制度の対象業種の追加
具体的内容	円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加して頂きたい。 現状、農業信用保証保険制度が存在するが、地域によっては農業・林業・漁業および関連事業が主要かつ重要な産業である。コロナ禍において、日本国内での自給体制が様々な分野で課題として挙げられ、農業・林業・漁業という第1次産業を守る重要性は、より高まっている。中小企業政策審議会金融WGとりまとめ(平成28年12月20日)を踏まえ、商工業とともに農業の実施する際に必要となる事業資金の借入に際し、商工業と農業を合わせ営む事業者に対して信用保証を行う枠組みの整備が進んでいるが、より一層の見直しを要望する。
提案理由	1.制度の現状 ・中小企業信用保険制度の対象は中小企業であり、農業・林業・漁業は非対象。ただし、セーフティネット保証5号の指定業種として、指定期間付で一部が対象になるケースはある ・農業関連事業者であっても製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業が農業に進出する場合に農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースはある ・中小企業政策審議会金融WGとりまとめ(平成28年12月20日)において、「各地域に根ざし公的性質を有する保証協会の取組として、地域の課題に対応するため自治体等と連携した保証メニューの開発(将来的には、国家戦略特区で実施している農業ビジネスの全国展開といったものも含む)(中略)等を通じて、地方創生に一層の貢献を果たすことも重要である。」と報告がなされている 2.現状制度の弊害 ・農林漁業者は、農林漁業信用基金の保証を受けるために出資金が必要。また一定金額以上では原則担保が必要であり、条件が厳しい ・銀行は、農業制度資金における農業信用基金協会保証委託契約を利用するにあたり、保証枠の25%程度を負担金として費用計上し、拠出する必要。また代位弁済時には10%程度の拠出金負担が銀行に必要となる等、負担が大きい ・米の生産加工販売業者から新型コロナ関連融資の相談があり、保証協会へ保証相談したが、米の生産を行っていることから、保証対象外業種で謝絶となった案件があった 3.想定される効果 ・銀行が農林漁業者ごとの実情に応じた条件設定・提案ができ、農林漁業者により円滑に安定した資金供給を行うことが可能
提案主体	(一社)第二地方銀行協会

	所管省庁	経済産業省農林水産省
制度の現状	<p>中小企業信用保険法に基づく信用保証協会の保証制度は中小企業・小規模事業者が対象であって、農業、林業、漁業、金融・保険業は対象となっておりません。農業が対象外と整理されている理由は、農業信用保証保険制度が存在しているためです。そして、信用保証協会の保証制度と農業信用保証保険制度が併設されているのは、それぞれの対象事業者に対する保証の提供に際して要する審査に係る知見や、ひいてはその適切な運営を監督する上で、又は支援政策を講じる上で必要な知見に大きな相違があることによるものです。よって、国の政策的資源を最も効率的に活用するためには、それぞれの専門性の集積に沿って制度運営の責任を区分することが合理的であると考えられます。ただし、農業関連事業者であっても製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業・小規模事業者が農業に進出する場合に農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースもあります。なお、提案理由に記載いただいているセーフティネット保証5号は、もともと信用保証協会の保証制度の対象となっている業種のうち、特に業況の厳しい業種について指定を行うものであり、同制度の対象外の業種を例外的に認めるものではございません。また、農林水産関係の事業において製造活動を行っている場合、一定の設備を有し、これにより製造加工を行っているときは、当該製造活動は製造業に該当すると整理しており、農産物の生産を行っていることから一概に信用保証協会の保証制度の対象外としているものでもありません。</p> <p>なお、「提案理由」の「2. 現状制度の弊害」の記載事項に関して、事実関係を補足いたします。</p> <p>(1点目の記載について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「農林漁業者は、農林漁業信用基金の保証を受ける」との記載がありますが、農業者への保証を行うのは農業信用基金協会、漁業者への保証を行うのは漁業信用基金協会です。また、「保証を受けるために出資金が必要」との記載がありますが、この点については、協会の保証業務は、協会の会員(農業信用基金協会は農業者、農協等、また、漁業信用基金協会は漁業者、漁協等が会員)からの出資金を財源として実施されており、農業者や漁業者が保証を受けるに当たっては、一口以上の出資をして協会の会員となる必要となるものです。 (2点目の記載について) 銀行が農業信用保証を利用する場合の負担金について「保証枠の25%程度」との記載がありますが、実際は保証枠の1.5%~2%程度です(なお、上記のとおり、農業信用基金協会は会員からの出資金を財源として保証業務を行っていますが、会員資格を有さない銀行等が保証を利用する場合に応分の負担を求めているものです)。 代位弁済時の銀行の負担について「10%程度」との記載がありますが、実際は代位弁済額の3%程度です(信用保証協会を利用する場合と比べても、特に大きなものではありません)。 	
該当法令等	中小企業信用保険法施行令	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>現行制度上、農業者等が必要とする資金については、農業信用基金協会が専ら対応しております。中小企業信用保険法に基づく信用保証協会の保証制度の対象業種に農業を追加するというのは、国の政策的資源の効率的な活用の観点からも、相応しくないと考えております。</p> <p>なお、中小企業者等の円滑な保証引受のための体制を整備するため、平成24年7月に信用保証協会と農業信用基金協会の連携強化を周知徹底し、同一地域の信用保証協会と農業信用基金協会が相互に連絡を取り合う体制を整備する等の取組みが行われているところ、こうした取組みを後押ししてまいります。</p> <p>また、中小企業政策審議会金融WGとりまとめ(平成28年12月20日)の報告も踏まえた信用補完制度の見直しの中で、平成30年7月に関連要綱(平成30年6月26日中企第1号 農業ビジネス保証制度要綱)等を整備し、商工業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証を利用可能とし、当該制度を創設する際には各自治体からの事前協議に対して適切に対応をしてきているところ、今後もこうした取組を通じて、地方創生への貢献を進めてまいります。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号:3

所管省庁への検討要請日	令和4年4月11日	回答取りまとめ日	令和4年6月27日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	マイクロブタ(愛玩動物)の飼養における化製場法の緩和に関する提言
具体的内容	一般家庭での愛玩動物としてのマイクロブタの飼養に際し、各市区町村で解釈・対応の異なる化製場法の規制緩和を求めます。各市区町村で統一を図ることで、市区町村での不均衡を無くし、職員の業務負荷の軽減を目指します。 東京都23区のように、愛玩動物であれば、化製場法の適応をなくし、一般家庭での飼育の場合、保健所による飼育許可を不要とし、家畜保健衛生所への定期報告のみとすることで、全国一律の対応を行うことで、市区町村での不均衡、職員の作業軽減を実現します。 但し、安易に繁殖を行わせないよう、繁殖の場合においては、化製場法における施設の構造設備を満たすことを義務付けます。
提案理由	提案に至った背景として、大きく以下2点となります。現在、犬猫の飼育頭数が減少し、長期的な視点で見ると、今後ペット業界の市場規模は減少することが想定されます。これらを解消することで、犬猫に次ぐ第3のペットとして、今後5年において、マイクロブタ市場が50億円と、経済活性化に寄与します。 【現状】 1.マイクロブタはペット(愛玩動物)であるが、「家畜」に分類されること 愛玩動物ではありませんが、「化製場等に関する法律(昭和23年)」により、「家畜」としてみなされます。そのため、市区町村への飼養・収容の許可が必要となります。動物の飼育に際して、無責任な飼い主を防ぐため、飼育許可を出すということは必要なことだと考えますが、審査基準に関して、家畜ブタを想定して作られているため、愛玩動物のマイクロブタ飼育においては過剰基準であることから、審査基準の見直しを希望します。 <飼育条件> 施設の構造設備(畜舎/汚物処理設備/排水設備/飼料取扱室) 2.化製場法の解釈が市区町村によって異なること 現在、ペット(愛玩動物)として“マイクロブタ”を一般家庭で飼育するにあたり、化製場法の解釈が市区町村により異なるため、マイクロブタの飼育を認めない市区町村が存在します。また、市区町村によって取扱い管轄が異なるため、問合せをしてもたらい回しにされることも多々あります。 <参考例> ・東京都23区:保健所(厚生労働省)による飼育許可は不要。家畜衛生保健所(農林水産省)への定期報告は必要。 ・京都市:保健所(厚生労働省)が化製場法で家畜ブタの要件をそのまま適応するため、一般家庭での飼育許可が困難。
提案主体	株式会社SaLaDa

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	化製場法等に関する法律の第9条では、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)が指定した区域において豚を含む政令で定める種類の動物を、都道府県の条例で定められた頭数以上飼養又は収容する場合には、その動物の種類ごとに飼養又は収容する者は都道府県知事の許可を受けなければならない、許可を受けるためにはその施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合している必要があるとされています。 同条は、市街地又は住宅地域及びその周辺において動物を飼養し収容する施設が、蚊やハエの発生の根源地となり、あるいは飲料水を汚染し、又は悪臭を放つなど、環境衛生上の問題を防止するために、特定区域において一定数以上の動物を飼養又は収容する施設に対し規制する必要性が生じたため制定されたものです。 飼養施設の定義については、通知「へい獣処理場等に関する法律」の適用範囲について(昭和41年1月20日付け環乳第5,067号)において、同法第9条に規定する飼養施設とは農家等における牛舎、豚舎等をいい、収容施設とは家畜病院並びに大学又は研究所における動物舎等をいうものと示されています。	
該当法令等	化製場等に関する法律(昭和23年7月12日法律第140号)第9条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	例示いただいた地域のいくつかの自治体に確認したところ、マイクロブタを一般家庭でペットとして飼育する際に、条例において豚は1頭から飼養施設として許可を要するとする規定は同一であっても、その解釈が異なることが確認されました。 化製場法に基づく飼養施設の許可制度は、市街地又は住宅地域及びその周辺において動物を飼養し収容する施設が、蚊やハエの発生の根源地となり、あるいは飲料水を汚染し、又は悪臭を放つなど、環境衛生上の問題を防止するために制定されました。しかしながら、現在は制定当時の状況と異なり、愛玩用に品種改良された小型のマイクロブタと称する豚が飼育されるようになってきましたが、こうしたマイクロブタについては、人と一緒に室内で飼育し、繁殖のおそれがなく、環境衛生上の問題となるおそれがないのであれば、同法に基づく許可を要しないものと思料します。 なお、マイクロブタをペットとして飼育する場合であっても、屋外飼育や多頭飼育等、その飼養形態により付近住民に対する環境衛生上の弊害をおこすおそれがあることから、同法の規制対象となります。 厚生労働省といたしましては、同法の設置目的を鑑み、その運用について過剰な規制にならぬよう自治体に示すことを検討いたします。	

区分(案)	△
-------	---